

議案第9号

鳥取県立博物館協議会委員の任命について

鳥取県立博物館協議会委員の任命について、別紙のとおり提出します。

平成20年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

(別紙)

鳥取県立博物館協議会委員名簿 (案)

(任期：平成20年4月1日～22年3月31日)

氏名	団体名及び職名	区分	備考
いのうえ まさこ 井上 昌子	良善幼稚園教諭	学校教育関係	再任
たなか みちこ 田中 美智子	米子市連合婦人会会長	社会教育関係	再任
みた こういちろう 美田 耕一郎	鳥取県子ども会育成連絡協議会副会長		再任
のさか ゆういち 野坂 裕一	(有)あつぷるはうす代表取締役		再任
ほしみ きよはる 星見 清晴	前鳥取市歴史博物館館長		新任
まえた のぶこ 前田 宣子	鳥取県収用委員会委員 (財)鳥取県文化振興財団評議員		新任
やの たかお 矢野 孝雄	鳥取大学地域学部教授	学識経験者	新任
ながまつ だい 永松 大	鳥取大学地域学部准教授		新任
ほんだ なつみ 本田 夏海	鳥取海区漁業調整委員会事務局水産技師		新任
ふくしま のりやす 福島 敬恭	彫刻家、京都市立芸術大学名誉教授		新任
きくやま さとる 喜久山 悟	鳥取大学地域学部准教授		新任
もりぐち 森口まどか	美術評論家		新任
きし もと さとる 岸本 覚	鳥取大学地域学部准教授		再任
つる りえこ 鶴 理恵子	吉備国際大学社会学部准教授		新任
たかた けんいち 高田 健一	鳥取大学地域学部准教授		新任

博物館協議会にかかる根拠法令

○博物館法（抄）

（博物館協議会）

第20条 公立博物館に、博物館協議会をおくことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例（抄）

（設置）

第1条 博物館法第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会を置く。

（定数）

第2条 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。